

柴田町における専任の集落支援員の導入について

1. 専任の集落支援員導入目的

柴田町では、平成22年4月より区長、副区長の業務内容の一部見直しを行ない行政区長等を兼任の集落支援員として活動とできるよう条例等を改正し、地域の動向確認や公共施設等の管理状況の把握、地域計画の策定などに取り組むこととしました。

この取組みを更に発展させていくためには、地域コミュニティ間の交流や情報共有など、町内の地域コミュニティが連携して取り組むことが必要です。現在の単一コミュニティの活動をより効果的な活動へしていくため、コミュニティを結び、コーディネートできる人材の配置が必要なことから、地域コミュニティを横断的に支援する専任の集落支援員を配置します。

※集落支援員制度とは

今後、益々進む人口減少・高齢化に対応するため、総務省が平成20年に創設した制度です。自治体が任命した支援員が地域を巡回し、地域住民と連携しながら地域の維持・活性化を図っていくことを目的とし、財源の措置としては、導入自治体に対して特別交付税が交付される。

2. 集落支援員（専任）の役割

- 各地域の区長等（兼任の集落支援員）及び地域住民と連携し、
 - ・町内各地域の状況調査、巡回、課題把握や抽出及び整理
(地域点検チェックシート、地域カルテの作成)
 - ・各地域における、現状把握、活性化に向けた話し合いの促進
 - ・地域間の情報共有、話し合い、連携等の促進

3. 支援員の配置

- 地域の実情に詳しく、地域と行政をつなぎ、調整ができる人材を配置。
形態としては、
 - ・非常勤の嘱託職員として任命又は業務委託

柴田町では、業務委託の形態で支援員の配置を予定している。

4. 活動拠点

- ・まちづくり推進センターを拠点として活動を行う。

集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- ・市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員
による支援

2 集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員
による支援

3 集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- ・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

集落支援員
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置
◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成23年度 専任の「集落支援員」の設置数 597人

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,700人程度

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人当たり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、Uターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省